

NUFS 誓約書

名古屋外国語大学長

私は、名古屋外国語大学で勉学するため来日するにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

記

1. 日本への入国前 14 日間は、毎日検温を行い、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、日本への渡航を中止する。
2. 現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、日本入国時には検疫官及び入国審査官に対し、当該証明又はその写しを提示・提出する。また、入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解する。
3. 入国時まで、日本滞在期間中の保険（治療費・救済費・賠償責任をカバーするもの）に加入し、その保険証券の写しを名古屋外国語大学国際交流部へ提出する。
4. 出発国・地域以外の入国拒否の対象地域に、入国前 14 日間に滞在しない。日本への渡航時に入国拒否対象地域を経由する場合は、その国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域しない。
5. 厚生労働省と入国者健康確認センターが提示する入国後の自主待機中のルールに従い行動する。<https://www.hco.mhlw.go.jp/>
6. 入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他の者と接触しない。
7. 到着空港で受けた新型コロナウイルス感染症の検査結果が陰性であった場合は、入国後 14 日間（15 泊）、名古屋外国語大学が指定する宿泊場所で待機する。待機中の宿泊費は名古屋外国語大学が負担し、食費などの個人的な費用は学生本人が負担する。
8. 入国後 14 日間（15 泊）は、毎日、健康観察結果（検温結果、体調異常の有無）を名古屋外国語大学国際交流部へ報告する。
9. 入国後 14 日間（15 泊）の自主待機中は、以下の事項を遵守する。
 - ・感染予防（石鹸での手洗い、手指のアルコール消毒など）を徹底する。
 - ・緊急の場合を除き、滞在先ホテルの個室から出ない。
 - ・他者と接触しない。来訪者を部屋に入れない。
10. 入国後 14 日（15 泊）以内に有症状となった場合、速やかに名古屋外国語大学国際交流部へ連絡し、その指示に従い、指定された医療機関を受診して治療に努める。
11. 入国後 14 日（15 泊）以内に陽性となった場合、スマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所に提示するなど、その調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく積極的疫学調査）に協力する。
12. 上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により

査証又は再入国関連書類提出確認書の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解する。

13. ビザが取得できない場合や、日本へ入国できない場合には、名古屋外国語大学キャンパスや宿舎への受入れが許可されないことを理解し、それまでの準備にかかった全ての費用を学生本人が負担する。
14. この誓約書とともに配付する「日本への入国前から入国後に行うこと」に記載された手続きのどれか一つでも実施しない場合は、名古屋外国語大学から受け入れを拒否されることがあり、帰国を指示される場合があることを理解する。その場合は、名古屋外国語大学の指示に従い、それまでに掛かった費用（自主待機中の宿泊費含む）は全額を本人が支払う。通常であれば、自主待機中の宿泊費は名古屋外国語大学が負担しますが、誓約書への違反や必要な手続きを行わなかった場合には、名古屋外国語大学は宿泊費を補助しません。
15. その他、来日前から来日後、日本滞在中は、日本政府及び名古屋外国語大学の指示に従う。

以上

記入日	年	月	日

氏名（自署）	_____		
生年月日	年	月	日

所属大学(母国)	_____		
住所（母国）	_____		
電話番号(母国)	_____		
日本到着予定日	年	月	日

日本出国予定日	年	月	日
